

様式第 1

一宮市中小企業省エネ設備導入補助金交付申請書 (記載例)

2026 年 5 月 12 日

(あて先) 一宮市長

(申請者) 所在地 〒491-0201 一宮市奥町字六丁目山 52  
名称 ○×株式会社  
代表者職・氏名 代表取締役 一宮 太朗

資本金の額 又は出資の総額	1,000 万円	常時使用する 従業員の数	50 人
------------------	----------	-----------------	------

※個人事業主の申請の場合は、記載不要

一宮市中小企業省エネ設備導入補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

1. 申請内容

事業を実施する事業所の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者所在地に同じ <input checked="" type="checkbox"/> 以下の所在地	
	一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号	
事業着手予定日	2026 年 6 月 10 日	・ 工事請負契約の締結予定日、注文請書の発行予定日 ・ 申請日の 2 週間以上後の日付を記載
事業完了予定日	2026 年 12 月 10 日	領収日 (支払日) 又は保証開始日のいずれか遅い日の予定日
交付申請額	金 520,000 円	

## 2. 事業計画概要

省エネルギー診断 受診日	2026年 5月 10日
省エネルギー診断 診断機関	<input checked="" type="checkbox"/> 一般社団法人省エネルギーセンター <input type="checkbox"/> 一般社団法人環境共創イニシアチブ <input type="checkbox"/> 一般社団法人環境共創イニシアチブの登録事業者 <input type="checkbox"/> 愛知県
省エネルギー診断 の結果（提案設備等）	既存の蛍光灯をLED灯への更新によるエネルギー使用量の低減を提案

担当者名	一宮 次郎	<b>「省エネ診断」報告書に記載の提案の中から補助事業への申請をする提案内容を記載してください。</b>
担当者所属	環境部環境政策課	
電話番号	0586-45-9953	
メールアドレス	kankyoseisaku@city.ichinomiya.lg.jp	
書類送付先	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者所在地に同じ <input type="checkbox"/> 事業を実施する事業所の所在地に同じ	

補助対象設備	<input checked="" type="checkbox"/> LED照明	<input type="checkbox"/> 高効率空調設備	<input type="checkbox"/> その他 ( )		
メーカー名	①パナソニック ②三菱電機				
型式番号・数	① NYM20202LR9	20台		台	台
	② MY-H440330	15台		台	台
		台		台	台
		台		台	台
		台		台	台

※記載欄が足りない場合

原則、省エネルギー診断の報告書の数値を転記してください。  
ただし、提案内容と異なる設備（数量の変更含む）を導入する場合（同等以上の省エネ効果が必要）は、別途算定が必要です。

## 3. 事業施行効果 ※年

事業所全体のエネルギー使用量	5,323	(kl・kWh)
更新後の事業所全体のエネルギー使用量	4,323	(kl・kWh)
エネルギー削減量	1,000	(kl・kWh)
温室効果ガス削減量	0.423	(t-CO2)

#### 4. 補助事業収支予算書

収 入			
区 分	予 算 額	備 考	
自己負担額	617,000 円		
市 補 助 金 等	520,000 円		
計	1,177,000 円		
支 出			
区 分	予 算 額	※補助対象額	備 考
①設備本体及び附属設備の設備費	500,000 円		
②設備本体及び附属設備の工事費	340,000 円		
③既存の設備の改良に必要なとなる部材の購入費	0 円		
④既存の設備の改良に必要なとなる工事費	0 円		
⑤既存の設備の撤去に要する費用	200,000 円		
その他補助対象外経費	30,000 円		諸経費
消費税額	107,000 円		
計	1,177,000 円		

※ この欄は、記入しないでください。

⑥補助対象経費 (①+②+③+④+⑤)	1,040,000 円
⑦補助額算出結果 (⑥補助対象経費×1/2) ※1,000円未満の端数は切り捨て	520,000 円
⑧補助限度額	1,000,000円
交付申請額 (⑦、⑧を比較して少ない額)	520,000 円

【交付申請添付書類】

□ 省エネルギー診断の結果に係る報告書の写し

【補足】

- ・原則、報告書に記載された内容と更新・改修する設備の性能（更新する設備等の省エネ量算出の根拠となっている消費電力等）が一致している必要があります。

例外的に、報告書と異なった性能の設備へ更新する場合には、報告書と同等以上の性能をもつ設備である必要があります。

また、その際は計算根拠となる資料を診断機関等に相談の上で再計算し、別途任意様式で提出してください。

- ・報告書に記載された既存設備と同数までの更新設備が補助対象となります。

例：既存設備 蛍光灯 20 台⇒LED20 台 ○

既存設備 蛍光灯 10 台⇒LED20 台 ×（10 台分のみ可）

- ・報告書には診断機関、診断日の記載に加え、下記ア～ウの事項が記載されていることをご確認の上、原則報告書全てのページを提出してください。

ア 年間のエネルギー使用量及び年間の温室効果ガス排出量

イ エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減に資する措置の内容

ウ 年間のエネルギー削減量、年間の温室効果ガス削減量及び年間エネルギーコスト削減額

□ 補助対象経費が確認できる見積書の写し

【補足】

原則、「補助対象経費」と「補助対象外経費」が明確にわかるように記載されている見積書を徴収してください。

<補助対象経費>

- ・設備本体及び附属設備の設備費（設備更新の場合）
- ・設備本体及び附属設備の工事費（設備更新の場合）
- ・既存の設備の改良に必要となる部材の購入費（設備改修の場合）
- ・既存の設備の改良に必要となる部材の工事費（設備改修の場合）
- ・既存設備の撤去に要する費用

<補助対象外経費の例>

- ・諸経費・雑費等の不明瞭な経費
- ・消費税及び地方消費税
- ・各種保証・保険料、振込手数料等
- ・メンテナンス費（保証料）、保守管理費
- ・交通費・旅費等

**※判断に迷う場合は事前に相談してください。**

更新、又は改良する設備の設置概要書（仕様書、全体配置図等）

**【補足】**

- ・仕様書は、見積を取得した事業者やインターネット等から入手してください。
- ・全体配置図は、既存の施設図面もしくは任意様式で作成した図面どちらでも構いません。
- ・全体配置図の作成において、設備の数量が多い場合は、階層ごとや部屋ごとに設備番号を付番する等して数量が明確にわかるように記載してください。

更新、又は改良する設備の設置予定場所及び既存設備の現況写真

- ・既存設備の現況がわかる写真を提出してください。
- ・更新する台数分すべての既存設備が写っている写真を提出してください
- ・空調設備の場合は、原則室外機・室内機両方の写真の提出をしてください。
- ・写真が多数になる場合は、Word 等で一つのファイルにまとめて提出してください。紙で提出する場合は、A4 の紙に写真を添付して提出してください。

事業を実施する事業所を確認できるもの（建物の登記事項証明書、固定資産課税明細書、賃貸借契約書の写し等）

法人にあつては、登記事項証明書（全部事項証明書）（申請日前 3 か月以内に発行されたもの）の写し

個人事業主にあつては、直近の確定申告書の写し

一宮市税の未納のない証明の写し

**【補足】**

**一宮市税のものがが必要です。市役所本庁舎市民税課で入手してください。**

その他市長が必要と認める書類

## 5. 誓約事項（誓約する項目に✓を入れてください。）

私は、一宮市中小企業省エネ設備導入補助金（以下「補助金」という。）の申請にあたり以下のことを誓約します。

- ☑補助金の対象となる事業について、国庫補助事業、他の地方自治体からの補助金及び一宮市から補助金の交付を受けていません。
- ☑申請書の内容に虚偽や不正があった場合又は交付要件を満たしていないことが判明した場合は補助金の申請を取り下げます。また、補助金支給後に発覚した場合は補助金の全てを返還します。
- ☑補助金の申請にあたって提出する書類の写しは全て原本と相違ありません。
- ☑申請内容の確認のために追加の資料提出等を市長より求められた場合は速やかにこれに応じます。
- ☑発行済株式もしくは出資の総数もしくは出資総額の2分の1以上を同一の大企業の所有に属している法人またはその発行済株式もしくは出資総額の3分の2以上が大企業の所有に属している法人（みなし大企業）ではありません。
- ☑宗教活動又は政治活動を目的として事業を営む者ではありません。
- ☑風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではありません。
- ☑暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者ではありません。
- ☑市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。
- ☑補助金の交付を受けて取得した設備を、取得日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間までは、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、取壊し又は貸付けをしません。

申請前に誓約事項について必ずご確認のうえ、チェックマークをつけて提出してください。